令和3年度エネルギーをシェアするまちづくり事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県は、平成30年3月に策定した「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」における基本 方針のひとつとして、「再生可能エネルギーの地産地消による雇用の創出、地域の活性化」を掲げ ている。

令和元年度には、県内におけるエネルギーの地産地消の促進を目的として、「エネルギーをシェアするまちづくり」(システムによる効率的なエネルギー管理・融通を行うことで、本県の多様な再生可能エネルギーや既存の需要家側リソースを有効活用するエネルギーの地産地消のまちづくり)の概略モデルの作成を行った。

令和2年度には、「エネルギーをシェアするまちづくり」普及の機運醸成を図るとともに、実際の事業実施へつなげていくことを目的として、県内の自治体および新電力会社を対象に「エネルギーをシェアするまちづくり」の勉強会を開催し、さらには県内2市と連携し実証事業プランの作成を行った。

本年度は、「エネルギーをシェアするまちづくり」の県内への更なる普及拡大を目的として、新 たに県内自治体を選定し、実証事業プランを作成する。

2 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ,以下の業務を実施する。

ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

(1) 「エネルギーをシェアするまちづくり」実証モデルの検討, 実証事業計画の作成

令和元年度に作成した「エネルギーをシェアするまちづくり」概略モデルの実現に向けて、実 証モデルとなる県内2つ以上のエリアで、実証事業計画作成のための調査・検討を行う。主に以 下の調査・検討を行うものとする。

- ・ 実証エリアの選定,事業スキーム及びスケジュールの検討 (令和元年度に作成した概略モデルをもとに実証事業計画を作成し,実証エリアには離島 地域を1つ以上含める))
- ・ 実証エリアのエネルギー需給動態調査及び再生可能エネルギー利用可能量調査
- 電気事業法等関連法規の整理及び法制約克服に係る検討
- ・ 系統運用に係る検討
- ・ 設備導入・維持管理にかかるコスト・採算性の試算
- 非常時対応(BCP)の検討
- ・ 事業採算性向上や地域貢献のための付加サービスの検討
- 実証事業(設備導入等)に活用可能な国の補助金等の整理

(2) 「エネルギーをシェアするまちづくり」事業化検討会議の運営

実証事業計画の策定にあたって学識経験者や関係者との協議を行うため、必要な構成員を選定し、事業化検討会議を開催する<u>(構成員への旅費・謝金の支払を含む)</u>。

「回数〕3回程度

[構成員] 学識経験者, 市町村職員, 事業者 (実証事業の主体となりうる地域新電力など) 等

(3) 令和2年度実証計画のサポート

令和2年度に作成した実証計画に基づいて,市町村が事業を実施する際の補助金申請手続きや 技術提言等のサポートを行う

※ 報告書の作成

- 業務報告書:全体版/概要版/実証事業計画書 各3部
- ・ 電子媒体(業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの):2部

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月11日(金)までとする。

4 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

5 受託者の義務

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び 関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に定めのない事項については、県エネルギー政策課と協議し、決定すること。

6 秘密の保持

委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 検査

受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。 なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡 し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の 訂正又は修正を行わなければならない。

8 委託料の支払

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。